

宅配食事サービス申請の手引き

事業内容

安否確認や健康保持を図るため、調理や買い物の困難な高齢者に、夕食を希望の曜日に手渡しで配達します。(週1日から7日まで利用できます)

- ・対象者：65歳以上の一人暮らしもしくは高齢者だけでお住まいの方
- ・利用料金：普通食1食当たり400円（生活保護世帯は300円）

注意事項

- ・同一敷地内及び隣接地に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象になりません。
- ・愛の定期利用者は利用できません。
- ・アレルギー等の抜き対応はしていません。アレルギー表を見てご自身で抜いていただく形になります。

申請に必要な書類

宅配食事サービス利用申請書

- ・太枠以降も居宅支援事業所の欄までご記入ください。
- ・利用者がお弁当を手渡しで受け取れなかった際に安否確認をしていただくため、協力員は必ず1名以上必要になります。承諾書を確認の上、緊急連絡先として登録する方の情報を協力員欄にご記入ください。
- ・利用者・協力員の電話番号は自宅・携帯両方お持ちの場合はどちらもご記入ください。
- ・居宅支援事業所の欄には担当ケアマネージャーの情報をご記入ください。

宅配食事サービス事業利用承諾書

- ・一読の上、利用者の情報をご記入ください。

利用開始までの流れ

1. 高齢福祉課に申請書と承諾書を提出する（郵送可）
2. 高齢福祉課職員から身体状況等についての電話調査
3. 宅配食事サービスの利用が決定した場合は、申請者へ利用決定通知を送付、委託事業者へ宅配食事サービス開始依頼書を送付
4. 委託事業者からお弁当の内容や料金支払い方法等についての訪問調査
5. 宅配食事サービス開始（申請書提出から1～2週間程度かかります）